

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(退職給付会計、従業員給付)

	日本基準	IFRS
給付の勤務期間への帰属	期間定額基準及び給付算定方式いずれも可。ただし、原則、継続適用	原則、制度の給付算定方式に基づいて勤務期間に給付を帰属する
過去勤務費用の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・費用処理されない部分は「その他の包括利益」に計上し、平均残存勤務期間内で規則償却（純損益へのリサイクル） ・発生時全額費用処理も可（退職従業員に係る部分のみ費用処理も可） 	受給権が確定しているものも未確定のものも、即時費用処理
数理計算上の差異の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・費用処理されない部分は「その他の包括利益」に計上し、平均残存勤務期間内で規則償却（純損益へのリサイクル） ・発生時全額費用処理も可 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに「その他の包括利益」に認識（改訂前の基準では、回廊方式（一定のレンジを超える額のみを平均残存勤務期間で償却）が認められていた） ・純損益へのリサイクルは禁止
年金資産の計上	年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として資産計上	払戻し又は将来の掛金の減額に利用可能な金額の現在価値で、一定の算式に基づくもののみ資産計上
有給休暇引当金	基準なし	累積型の有給休暇制度の場合、次年度以降の有給休暇消化見積りに基づき、有給休暇引当金を計上